



# 宮 崎 県 公 報

平成22年3月31日 (水曜日) 号外 第 20 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則…………… (行政経営課) 1
- 宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1

### 告 示

- 財務規則に基づくかいの指定の一部改正…………… (財政課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( ) 3
- 指定居宅介護支援事業の廃止…………… ( ) 3
- 保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (自然環境課) 4

- 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示…………… (管理課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (3件) …………… (砂防課) 5
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (3件) …………… ( ) 7
- 港湾施設の概要の公示 (2件) …………… (港湾課) 9
- 都市計画事業の変更の認可 (2件) …………… (公園下水道課) 12

### 訓 令

- 公印規程の一部を改正する訓令…………… (総務課) 13
- 文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… ( ) 13
- 歴史資料文書管理規程の一部を改正する訓令…………… ( ) 14
- 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令…………… (市町村課) 14

### 公 告

- 県営土地改良事業に係る換地処分…………… (農村整備課) 15
- 知事が行う都市計画事業の変更の公告…………… (都市計画課) 15

## 規 則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第14号

#### 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (平成22年宮崎県条例第17号) 附則ただし書に規定する改正規定中別表4の項から4の3の項までの改正規定の施行期日は、平成22年4月1日とする。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第15号

#### 宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(履行遅滞) 第 108 条 [略] 2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、年 3.6パーセントの割合 (この場合における年当たりの割合は、 <sup>じゅうん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。) で計算した額とする。 3 [略] (履行期限の延長の手続等) 第 180 条 [略] 2・3 [略] 4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 3.6パーセント (この場合における年当たりの率は、 <sup>じゅうん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日	(履行遅滞) 第 108 条 [略] 2 前項本文の規定により徴収する損害金の額は、未済部分の契約代金の額に対し、遅延日数に応じ、年 3.3パーセントの割合 (この場合における年当たりの割合は、 <sup>じゅうん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。) で計算した額とする。 3 [略] (履行期限の延長の手続等) 第 180 条 [略] 2・3 [略] 4 第 2 項本文の延納利息の率は、年 3.3パーセント (この場合における年当たりの率は、 <sup>じゅうん</sup> 閏年の日を含む期間についても、365日

当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率にすることができる。

5 [略]

別表第 1 (第 3 条、第 5 条関係)

出 先 機 関 名	か い 名
[略]	
県立宮崎西高等学校附属中学校	[略]

別表第 2 (第 4 条関係)

かいに置く出納員

出 先 機 関 名	職 名
[略]	
建設技術センター	総務の事務を掌理する主幹又は副主幹
[略]	
教育研修センター 都市公園総合事務所	[略] 副所長
[略]	

別表第 3 (第 7 条関係)

[略]	
県税・総務事務所の出納員	[略]
[略]	

別表第 9 (第 152 条関係)

出 先 機 関 名	か い 名
[略]	
県立宮崎西高等学校附属中学校	[略]

別表第 10 (第 152 条の 2 関係)

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
[略]	
水産試験場 東九州自動車道用地事務所	[略] 宮崎支所
[略]	

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

当たりの率とする。)とする。ただし、種々の事情を参酌してその率によることが著しく不相当である場合は、この率を下る率にすることができる。

5 [略]

別表第 1 (第 3 条、第 5 条関係)

出 先 機 関 名	か い 名
[略]	
県立宮崎西高等学校附属中学校	[略]
県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	県立都城泉ヶ丘高等学校

別表第 2 (第 4 条関係)

かいに置く出納員

出 先 機 関 名	職 名
[略]	
建設技術センター	副所長
[略]	
教育研修センター	[略]
[略]	

別表第 3 (第 7 条関係)

[略]	
県税・総務事務所の出納員	[略]
西臼杵支庁、 農林振興局、 土木事務所及 び港湾事務所 の出納員	西臼杵支庁総務課、当該農林振興局、土木事務所及び港湾事務所の金銭分任出納員
	宮崎県情報公開条例第 25 条及び宮崎県個人情報保護条例第 28 条に規定する公文書の写し並びに宮崎県情報公開条例第 24 条の規定により県が行う情報提供に係る資料の写しの作成に要する費用の収納に関すること。
[略]	

別表第 9 (第 152 条関係)

出 先 機 関 名	か い 名
[略]	
県立宮崎西高等学校附属中学校	[略]
県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校	県立都城泉ヶ丘高等学校

別表第 10 (第 152 条の 2 関係)

主管の部局又はかい名	物品取扱者を置く出先機関等名
[略]	
水産試験場	[略]
[略]	

告 示

## 宮崎県告示第 191号

財務規則に基づくかいの指定（昭和39年宮崎県告示第 214号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
[略] (60) 都市公園総合事務所 [略]	[略] (60) 削除 [略]

## 宮崎県告示第 192号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570105108	デイサービスひだまり柳丸館	宮崎県宮崎市柳丸町32	社会福祉法人明照福祉会	宮崎県宮崎市佐土原町下田島4558-2	平成22年2月1日	通所介護
4570600769	デイサービスフェイス	宮崎県日向市原町3丁目1番5号	合同会社フェイス	宮崎県東臼杵郡門川町中須5丁目30-10中須タウン10	平成22年2月1日	通所介護
4571900739	訪問介護事業所なずな	宮崎県東諸県郡国富町本庄1987番地3	合同会社なずな	宮崎県東諸県郡国富町本庄1987番地3	平成22年2月1日	訪問介護
4570600777	みほこがうら訪問介護事業所	宮崎県日向市細島91番地1	有限会社楽閑人	宮崎県日向市細島91番地1	平成22年2月24日	訪問介護

## 宮崎県告示第 193号

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570105108	デイサービスひだまり柳丸館	宮崎県宮崎市柳丸町32	社会福祉法人明照福祉会	宮崎県宮崎市佐土原町下田島4558-2	平成22年2月1日	介護予防通所介護
4570600777	みほこがうら訪問介護事業所	宮崎県日向市細島91番地1	有限会社楽閑人	宮崎県日向市細島91番地1	平成22年2月24日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 194号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成 22 年 3 月 31 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保 険事 業 所 番 号	指定居宅介護支 援 事 業 所		指定居宅介護支 援 者		廃 止  年月日	サービ スの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地		
4570103962	ケアプランステ ーション朴の樹	宮崎県宮崎市永楽 町 154 番地	企業組合ヘルパー ステーション朴の 樹	宮崎県宮崎市永楽 町 154 番地	平成 22 年 2 月 28 日	居宅介護支援

宮崎県告示第 195 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成 22 年 3 月 31 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字中野 128-1 から 128-3 まで、128-6、129、134-3、144-5、字板屋 229-1、230-5、246-1、247-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字中野 128-6・134-3・144-5（以上 3 筆について、次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 196 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成 22 年 3 月 31 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字中瀬 1523-1・1523-3・1589・日之影町大字岩井川字山中 2934-1・2934-4・2935-1・2935-8（以上 7 筆について次の図に示す部分に限る。）、2935-10
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字山中 2935-8（次の図に示す部分に限る。）、字中瀬 1523-3
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成 22 年 3 月 31 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 197 号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款（平成 8 年宮崎県告示第 515 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（前金払） 第 34 条 [略] 2～7 [略] 8 甲は、乙が第 6 項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 <u>3.6</u> パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の	（前金払） 第 34 条 [略] 2～7 [略] 8 甲は、乙が第 6 項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 <u>3.3</u> パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の

日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 [略]

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.6パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.6パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第49条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3.6パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4~8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 3.6パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。)で計算した利息を付した額と甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 3.6パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

		土砂災害警戒区域	土砂災害の発生
--	--	----------	---------

日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 [略]

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.3パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.3パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第49条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 3.3パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。

4~8 [略]

(賠償金等の徴収)

第51条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 3.3パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。)で計算した利息を付した額と甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 3.3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

市町村名	地 区 名	の箇所(溪流)番号	原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	折生迫谷	01-201-1-051	土 石 流
	堤 谷	01-201-1-052	土 石 流
	市 中 谷	01-201-1-053	土 石 流
	白 浜 谷	01-201-1-054	土 石 流

黒岩谷川	01-201-1-055	土 石 流
坂元谷 2	01-201-1-056	土 石 流
坂元谷川	01-201-1-057	土 石 流
坂元谷 3	01-201-1-058	土 石 流
内海谷川	01-201-1-059	土 石 流
畑田谷川	01-201-1-060	土 石 流
仁田内谷川	01-201-1-061	土 石 流
下大谷川	01-201-1-062	土 石 流
大脇谷川	01-201-1-063	土 石 流
南大谷川	01-201-1-064	土 石 流
平田谷	01-201-2-034	土 石 流
二反田	01-201-2-035	土 石 流
納屋田	I-1-0089	急傾斜地の崩壊
坂本	I-1-0090	急傾斜地の崩壊
内海前坂	I-1-0092	急傾斜地の崩壊
内海前田	I-1-0094	急傾斜地の崩壊
野島-1	I-1-0095	急傾斜地の崩壊
野島-2	I-1-0096	急傾斜地の崩壊
内海	I-1-0097	急傾斜地の崩壊
小内海	I-1-0098	急傾斜地の崩壊
畑田-2	I-1-2046	急傾斜地の崩壊
二反田	I-1-3051	急傾斜地の崩壊
戸崎	I-1-3052	急傾斜地の崩壊
赤坂-3	I-1-3055	急傾斜地の崩壊
畑田	II-1-0093	急傾斜地の崩壊
青島 6 丁目	II-1-4178	急傾斜地の崩壊
上白浜	II-1-4179	急傾斜地の崩壊

下白浜 1	II-1-4180	急傾斜地の崩壊
赤坂-1	II-1-4181	急傾斜地の崩壊
赤坂-2	II-1-4182	急傾斜地の崩壊
赤坂-4	II-1-4183	急傾斜地の崩壊
内海-1	II-1-4184	急傾斜地の崩壊
内海-2	II-1-4185	急傾斜地の崩壊
内海-3	II-1-4186	急傾斜地の崩壊
内海-4	II-1-4187	急傾斜地の崩壊
内海野島	II-1-4202	急傾斜地の崩壊
岩下-2	III-1-9114	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所にて備えおいて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 199号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	汐持上二谷川	02-204-1-011	土 石 流
	舟屋上谷川	02-204-1-012	土 石 流
	日後谷川	02-204-1-025	土 石 流
	細田谷川	02-204-2-001	土 石 流
	法ノ瀬二谷川	02-204-2-002	土 石 流
	法ノ瀬二谷川-新①	02-204-2-002-新①	土 石 流
	汐持上一谷川	02-204-2-034	土 石 流

大堂津谷沢	02-204-2-035	土 石 流
大堂津沢	02-204-2-036	土 石 流
尾山谷川 (4)	02-204-2-051	土 石 流
隈谷一谷川	02-204-2-052	土 石 流
隈谷二谷川	02-204-2-053	土 石 流
西弁分4丁目谷川	02-204-3-001	土 石 流
上尾山	I-1-0238	急傾斜地の崩壊
日後谷	I-1-0239	急傾斜地の崩壊
浦ヶ迫	I-1-0240	急傾斜地の崩壊
猪崎	I-1-0267	急傾斜地の崩壊
大堂津	I-1-0268	急傾斜地の崩壊
永道浜	I-1-0269	急傾斜地の崩壊
法ノ瀬	I-1-0275	急傾斜地の崩壊
日後谷-1	I-1-3110	急傾斜地の崩壊
隈谷-1	I-1-3111	急傾斜地の崩壊
中浦-1	II-1-4417	急傾斜地の崩壊
日後谷-2	II-1-4420	急傾斜地の崩壊
日後谷-3	II-1-4421	急傾斜地の崩壊
隈谷-2	II-1-4422	急傾斜地の崩壊
下方-3	II-1-4436	急傾斜地の崩壊
下方-4	II-1-4437	急傾斜地の崩壊
大堂津二丁目-1	II-1-4438	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 200号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり

土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	山ノ根谷川	03-207-2-013	土 石 流
	烏帽子野谷川	03-207-2-014	土 石 流
	地善坊谷川	03-207-1-017	土 石 流
	高 則	I-1-0409	急傾斜地の崩壊
	長 野	I-1-0419	急傾斜地の崩壊
	烏帽子野	I-1-0420	急傾斜地の崩壊
	高 則 2	I-1-2061	急傾斜地の崩壊
	中 別 府	I-1-2065	急傾斜地の崩壊
	上 小 路	I-1-3140	急傾斜地の崩壊
	仲 別 府	II-1-4759	急傾斜地の崩壊
	堂 園	II-1-4760	急傾斜地の崩壊
	石 木 田	II-1-4761	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第 201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	堤 谷	01-201-1-052	土 石 流
	市 中 谷	01-201-1-053	土 石 流

白 浜 谷	01 - 201 - 1 - 054	土 石 流
坂 元 谷 3	01 - 201 - 1 - 058	土 石 流
畑 田 谷 川	01 - 201 - 1 - 060	土 石 流
仁 田 内 谷 川	01 - 201 - 1 - 061	土 石 流
下 大 谷 川	01 - 201 - 1 - 062	土 石 流
大 脇 谷 川	01 - 201 - 1 - 063	土 石 流
平 田 谷	01 - 201 - 2 - 034	土 石 流
二 反 田	01 - 201 - 2 - 035	土 石 流
納 屋 田	I - 1 - 0089	急傾斜地の崩壊
坂 本	I - 1 - 0090	急傾斜地の崩壊
内 海 前 坂	I - 1 - 0092	急傾斜地の崩壊
内 海 前 田	I - 1 - 0094	急傾斜地の崩壊
野 島 - 1	I - 1 - 0095	急傾斜地の崩壊
野 島 - 2	I - 1 - 0096	急傾斜地の崩壊
内 海	I - 1 - 0097	急傾斜地の崩壊
小 内 海	I - 1 - 0098	急傾斜地の崩壊
畑 田 - 2	I - 1 - 2046	急傾斜地の崩壊
二 反 田	I - 1 - 3051	急傾斜地の崩壊
戸 崎	I - 1 - 3052	急傾斜地の崩壊
赤 坂 - 3	I - 1 - 3055	急傾斜地の崩壊
畑 田	II - 1 - 0093	急傾斜地の崩壊
青島6丁目	II - 1 - 4178	急傾斜地の崩壊
上 白 浜	II - 1 - 4179	急傾斜地の崩壊
下 白 浜 1	II - 1 - 4180	急傾斜地の崩壊
赤 坂 - 1	II - 1 - 4181	急傾斜地の崩壊
赤 坂 2	II - 1 - 4182	急傾斜地の崩壊
赤 坂 - 4	II - 1 - 4183	急傾斜地の崩壊

内 海 - 1	II - 1 - 4184	急傾斜地の崩壊
内 海 - 2	II - 1 - 4185	急傾斜地の崩壊
内 海 - 3	II - 1 - 4186	急傾斜地の崩壊
内 海 - 4	II - 1 - 4187	急傾斜地の崩壊
内 海 野 島	II - 1 - 4202	急傾斜地の崩壊
岩 下 - 2	III - 1 - 9114	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 202号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
日 南 市	汐持上二谷川	02 - 204 - 1 - 011	土 石 流	
	細 田 谷 川	02 - 204 - 2 - 001	土 石 流	
	汐持上一谷川	02 - 204 - 2 - 034	土 石 流	
	大堂津谷沢	02 - 204 - 2 - 035	土 石 流	
	大堂津沢	02 - 204 - 2 - 036	土 石 流	
	隈谷一谷川	02 - 204 - 2 - 052	土 石 流	
	西弁分4丁目谷川	02 - 204 - 3 - 001	土 石 流	
	上 尾 山	I - 1 - 0238	急傾斜地の崩壊	
	日 後 谷	I - 1 - 0239	急傾斜地の崩壊	
	浦ヶ迫	I - 1 - 0240	急傾斜地の崩壊	
	猪 崎	I - 1 - 0267	急傾斜地の崩壊	



大 堂 津	I - 1 - 0268	急傾斜地の崩壊
永 道 浜	I - 1 - 0269	急傾斜地の崩壊
法 ノ 瀬	I - 1 - 0275	急傾斜地の崩壊
日後谷 - 1	I - 1 - 3110	急傾斜地の崩壊
隈 谷 - 1	I - 1 - 3111	急傾斜地の崩壊
中 浦 - 1	II - 1 - 4417	急傾斜地の崩壊
日後谷 - 2	II - 1 - 4420	急傾斜地の崩壊
日後谷 - 3	II - 1 - 4421	急傾斜地の崩壊
隈 谷 - 2	II - 1 - 4422	急傾斜地の崩壊
下 方 - 3	II - 1 - 4436	急傾斜地の崩壊
下 方 - 4	II - 1 - 4437	急傾斜地の崩壊
大堂津二丁目 - 1	II - 1 - 4438	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 203号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串 間 市	山ノ根谷川	03- 207- 2 - 013	土 石 流
	烏帽子野谷川	03- 207- 2 - 014	土 石 流
	高 則	I - 1 - 0409	急傾斜地の崩壊
	長 野	I - 1 - 0419	急傾斜地の崩壊
	烏 帽 子 野	I - 1 - 0420	急傾斜地の崩壊
	高 則 2	I - 1 - 2061	急傾斜地の崩壊

中 別 府	I - 1 - 2065	急傾斜地の崩壊
上 小 路	I - 1 - 3140	急傾斜地の崩壊
仲 別 府	II - 1 - 4759	急傾斜地の崩壊
堂 園	II - 1 - 4760	急傾斜地の崩壊
石 木 田	II - 1 - 4761	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 204号**

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置(図面対象番号)	数 量	能 力
古江港 (直海地区)	外郭施設	護岸	延岡市北浦町市振37 90番24地先 (B-5-15)	延長 145.0メ ートル	天端高 4.0メ ートル
			同上 (B-5-16)	延長 10.0メ ートル	天端高 4.0メ ートル
	係留施設	物揚場	同上 (C-6-7)	延長 135.0メ ートル	水深 3.0メ ートル
	臨港交通施設	臨港道路	同上 (D-1-6)	延長 61.0メ ートル	幅員 7.0メ ートル
	保管施設	野積場	同上 (H-2-1)	面積 1,305.0 平方メ ートル	

**宮崎県告示第 205号**

港湾法(昭和25年法律第 218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成19年宮崎県告示第 317号)は

、廃止する。  
平成22年3月31日  
宮崎県知事 東国原 英 夫

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置(図面対象番号)	数 量	能 力
古江港 (直海地区)	外郭施設	防波堤	延岡市北浦町市振字直海地先 (B-1-26)	延長 12.0メートル	天端高 4.8メートル
古江港 (古江・阿蘇地区)	臨港交通施設	臨港道路	延岡市北浦町古江字古江浜2501番46から2501番48まで、2501番58及び2501番65から2501番68まで (D-1-7)	延長 420.0メートル	幅員 7.5メートル
		橋梁	延岡市北浦町古江字古江浜2501番47地先 (D-5-1)	延長 13.5メートル	幅員 7.5メートル
延岡港	外郭施設	防波堤	延岡市東海町地先 (B-1-7-12)	延長 27.5メートル	天端高 4.5メートル
		護岸	延岡市方財町地先 (B-5-6-6)	延長 130.2メートル	天端高 7.0メートル
			同上 (B-5-6-7)	延長 179.0メートル	天端高 7.0メートル
			同上 (B-5-6-8)	延長 33.2メートル	天端高 7.0メートル
細島港 (工業港地区)	臨港交通施設	臨港道路	日向市竹島町2番1 (D-1-22)	延長 265.0メートル	幅員 8.0メートル
	船舶役務用施設	給水施設	日向市竹島町2番1地先 (I-1-14)	2基	30トン／時
	港湾環境整備施設	その他の港湾の環境の整備のため	日向市大字日知屋字堀川16847番1 (L-7-1)	総床面積 22.8平方メートル	

		めの施設 (公共便所)			
	港湾管理施設	その他の港湾の管理のための施設(ヤード照明灯)	日向市竹島町3番(N-5-7)	1基	高さ 30.0メートル
			日向市竹島町3番2(N-5-8)	1基	高さ 30.0メートル
			日向市竹島町2番1(N-5-9)	1基	高さ 15.8メートル
			同上(N-5-10)	1基	高さ 15.8メートル
細島港 (商業港地区)	港湾環境整備施設	その他の港湾の環境の整備のための施設(公共便所)	日向市大字日知屋字幡浦1022番(L-7-1)	総床面積 19.2平方メートル	
美々津港	外郭施設	防波堤	日向市美々津町地先(B-1-23)	延長 27.9メートル	天端高 7.8メートル
宮崎港	外郭施設	突堤	宮崎市阿波岐原町前浜4277番1地先(B-7-5)	延長 30.0メートル	天端高 4.5メートル
			同上(B-7-6)	延長 570.4メートル	天端高 5.5メートル
	係留施設	浮棧橋	宮崎市新別府町前浜1400番16(C5'-3)	延長 10.0メートル(×20)	水深 3.0メートル
			同上(C5'-4)	延長 10.0メートル	水深 3.0メートル

宮 崎 県 公 報

平成 22 年 3 月 31 日 (水曜日) 号外 第 20 号

			トル (×17)	ートル			保管 施設 (マ リー ナ上 下架 施設 )	(I-5-2)		力 20トン	
荷さ ばき 施設	荷さ ばき 地	宮崎市港東3丁目3 番及び5番 (F-4-10)	面積 5,173平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装		港湾 環境 整備 施設	海浜	宮崎市阿波岐原町前 浜4277番32地先、42 77番42及び4277番42 地先 (L-1-1)	面積 24,010平 方メート ル		
		宮崎市港東3丁目5 番 (F-4-11)	面積 5,137平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装				緑地	宮崎市阿波岐原町前 浜4277番32、4277番 35地先及び4277番41 並びに新別府町前浜 1400番10地先 (L-2-6)	面積 39,762平 方メート ル	
		同上 (F-4-12)	面積 6,960平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装							
		宮崎市港東3丁目6 番 (F-4-13)	面積 9,868平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装							
	上屋	宮崎市港東3丁目5 番 (F-5-14)	総床面積 1,635平 方メート ル			油津港	外郭 施設	防波 堤	日南市大字平野字大 節8338番41地先 (B-1-5-6)	延長 20.0メー トル	天端高 7.5メー トル
							港湾 環境 整備 施設	緑地	日南市大字園田3丁 目1番 (L-2-4)	面積 932.9平 方メート ル	
保管 施設	野積 場	宮崎市港東3丁目3 番及び5番 (H-2-17)	面積 13,361平 方メート ル	未舗装		外浦港	係留 施設	係船 浮標	日南市南郷町大字贅 波字魚見29番12地先 (C-2-1)	1基	水深 3.5メー トル
		宮崎市港東3丁目5 番 (H-2-18)	面積 12,886平 方メート ル	未舗装					同上 (C-2-2)	1基	水深 4.2メー トル
		同上 (H-2-19)	面積 16,824平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装					同上 (C-2-3)	1基	水深 3.5メー トル
		宮崎市港東3丁目6 番 (H-2-20)	面積 23,449平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装					同上 (C-2-4)	1基	水深 4.2メー トル
船舶 役務 用施 設	船舶 保管 施設	宮崎市新別府町前浜 1400番16 (I-5-1)	面積 7,250平 方メート ル	アスフ ァルト 舗装				同上 (C-2-5)	1基	水深 3.5メ	
		船舶	同上	1基	実吊能						

					ートル					トル	ートル	
			同上 (C-2-6)	1基	水深 4.2メ ートル				同上 (D-1-4-4)	延長 147.5メ ートル	幅員 6.5メ ートル	
			同上 (C-2-7)	1基	水深 3.5メ ートル			荷さ ばき 施設	荷さ ばき 地	申間市大字西方字下 夕町 15071番 127 (F-4-3)	面積 4,763.7 平方メー トル	アスフ ァルト 舗装
大島港	外郭 施設	防波 堤	日南市南郷町大字中 村字外浦先乙8037番 1地先 (B-1-3-4)	延長 12.5メー トル	天端高 4.0メ ートル					同上 (F-4-4)	面積 2,600.5 平方メー トル	アスフ ァルト 舗装
	航行 補助 施設	航路 標識	同上 (E-1-3)	1基	光達距 離 5.0キ ロメー トル 灯色 緑光			船舶 役務 用施 設	船舶 修理 施設	同上 (I-4-1)	面積 462平方 メートル	アスフ ァルト 舗装
			同上 (E-1-4)	1基	光達距 離 5.5キ ロメー トル 灯色 赤光		大納港	外郭 施設	防砂 堤	申間市大字大納字繩 手2042番15地先及び 2042番16地先 (B-2-1-3)	延長 50.0メー トル	天端高 4.3メ ートル
									護岸	同上 (B-5-3-1)	延長 15.0メー トル	天端高 2.8メ ートル
										同上 (B-5-3-2)	延長 30.0メー トル	天端高 2.8メ ートル
										同上 (B-5-3-3)	延長 10.5メー トル	天端高 3.0メ ートル
福島港	外郭 施設	防波 堤	申間市大字西方字下 夕町 15071番 128地 先 (B-1-9-6)	延長 50.0メー トル	天端高 5.3メ ートル			係留 施設	物揚 場	同上 (C-6-2)	延長 36.0メー トル	水深 2.0メ ートル
			同上 (B-1-9-7)	延長 100.0メ ートル	天端高 4.4メ ートル			臨港 交通 施設	臨港 道路	同上 (D-1-1)	延長 111.1メ ートル	幅員 3.0メ ートル
			同上 (B-1-9-8)	延長 12.6メー トル	天端高 3.5メ ートル							
	臨港 交通 施設	臨港 道路	申間市大字西方字下 夕町 15071番 128 (D-1-4-1)	延長 253.9メ ートル	幅員 6.5メ ートル							
			同上 (D-1-4-2)	延長 110.0メ ートル	幅員 6.5メ ートル							
			同上 (D-1-4-3)	延長 68.7メー トル	幅員 6.5メ							

宮崎県告示第 206号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第 1 項の規定により、平成21年宮崎県告示第 280号による宮崎広域都市計画墓園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3 月 31 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 施行者の名称

宮崎市  
 2 都市計画事業の種類及び名称  
 宮崎広域都市計画墓園事業 4号 宮崎南部公園墓地  
 3 事業施行期間  
 平成18年12月11日から平成23年3月31日まで  
 4 事業地  
 取用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし

---

宮崎県告示第 207号  
 都市計画法(昭和43年法律第 100号)第63条第 1 項の規定により、平成15年宮崎県告示第 535号による日向延岡新産業都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年3月31日  
 宮崎県知事 東国原 英 夫

1 施行者の名称  
 日向市  
 2 都市計画事業の種類及び名称  
 日向延岡新産業都市計画公園事業  
 5・5・1号 お倉ヶ浜総合公園  
 3 事業施行期間  
 平成15年11月13日から平成27年3月31日まで  
 4 事業地  
 取用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし

訓 令

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。  
 平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第 4 号

本 庁  
各出先機関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和37年訓令第6号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前						改正後					
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)					
種類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者	種類	印影のひな形	印影の寸法 (ミリメートル)	個数	使用範囲	公印管守者
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮崎県知事印	何出先機関 建設工事契約専用 宮崎県知事印	方 27	21	建設工事契約 事務用	西白杵支庁長 各農林振興 局長 各土木事務 所長 各港湾事務 所長 掘市公園総 合事務所長	宮崎県知事印	何出先機関 建設工事契約専用 宮崎県知事印	方 27	20	建設工事契約 事務用	西白杵支庁長 各農林振興 局長 各土木事務 所長 各港湾事務 所長
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
宮崎県総合 農業試験場 薬草・地域作 物センター 所長印	宮崎県総合 農業試験場 薬草・地域作 物センター 所長印	[略]	[略]	[略]	[略]	宮崎県総合 農業試験場 薬草・地域作 物センター 所長印	宮崎県総合 農業試験場 薬草・地域作 物センター 所長印	[略]	[略]	[略]	[略]
宮崎県東九州 自動車道用地 事務所宮崎 支所長印	宮崎県東九州 自動車道用地 事務所宮崎 支所長印	方 21	1	一般公文書用	宮崎県東九 州自動車道 用地事務所 宮崎支所長	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。  
 平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第 5 号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程（平成 2 年訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課 組織規則第 5 条に規定する局（<u>危機管理局、こども政策局及び観光交流推進局を除く。</u>）及び課、組織規則第 5 条の 2 に規定する課内室並びに組織規則第 6 条第 2 項に規定する課をいう。</p> <p>(5)～(18) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課 組織規則第 5 条に規定する局（<u>高速道対策局に限る。</u>）及び課、組織規則第 5 条の 2 に規定する課内室並びに組織規則第 6 条第 2 項に規定する課をいう。</p> <p>(5)～(18) [略]</p>

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

歴史資料文書管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成 22 年 3 月 31 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第 6 号

歴史資料文書管理規程の一部を改正する訓令

歴史資料文書管理規程（平成 12 年訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課 組織規則第 5 条に規定する局（<u>危機管理局、こども政策局及び観光交流推進局を除く。</u>）及び課並びに組織規則第 6 条第 2 項に規定する課をいう。</p> <p>(5) 保管 文書を文書管理システム又は課若しくは出先機関内に収納しておくことをいう。</p> <p>(6) 保存 文書を文書管理システム又は文庫内に収納しておくことをいう。</p> <p>(本庁の保管文書からの選別及び収集)</p> <p>第 3 条 課の長（以下「課長」という。）は、文書取扱規程（平成 2 年訓令第 5 号）第 47 条第 1 項の規定により廃棄する文書（1 年保存の文書を除く。）について、廃棄前に廃棄予定文書目録（別記様式第 1 号）を総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(出先機関からの引継ぎ)</p> <p>第 5 条 出先機関の長は、廃棄を決定した文書（1 年保存の文書を除く。）のうち歴史資料文書と認められるものについて、総務課長に引継ぎの申出を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課 組織規則第 5 条に規定する局（<u>高速道対策局に限る。</u>）及び課、組織規則第 5 条の 2 に規定する課内室並びに組織規則第 6 条第 2 項に規定する課をいう。</p> <p>(5) 保管 文書を課又は出先機関内に収納しておくことをいう。</p> <p>(6) 保存 文書を文庫内に収納しておくことをいう。</p> <p>(本庁の保管文書からの選別及び収集)</p> <p>第 3 条 課の長（以下「課長」という。）は、文書取扱規程（平成 2 年訓令第 5 号）第 47 条第 1 項の規定により廃棄する文書（<u>保存期間の区分が 1 年保存及び 1 年未満の文書を除く。</u>）について、廃棄前に廃棄予定文書目録（別記様式第 1 号）を総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(出先機関からの引継ぎ)</p> <p>第 5 条 出先機関の長は、廃棄を決定した文書（<u>保存期間の区分が 1 年保存及び 1 年未満の文書を除く。</u>）のうち歴史資料文書と認められるものについて、総務課長に引継ぎの申出を行わなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成 22 年 3 月 31 日

## 訓令第 7 号

本 庁  
各出先機関

## 宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成19年訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 課等 組織規則第5条に規定する局（<u>危機管理局、こども政策局及び観光交流推進局を除く。</u>）及び課並びに組織規則第6条第2項に規定する課をいう。</p> <p>(7)～(11) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 課等 組織規則第5条に規定する局（<u>高速道対策局に限る。</u>）及び課並びに組織規則第6条第2項に規定する課をいう。</p> <p>(7)～(11) [略]</p>

## 附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、中川原地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第1項の規定による次の都市計画事業の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 都市計画事業の種類及び名称
  - 小林都市計画道路事業 3・4・8号 夷守線
  - 小林都市計画道路事業 3・5・20号 文化会館西通線
- 施行者の名称
  - 宮崎県
- 事業所の所在地及び名称
  - 小林市大字細野 367-2 宮崎県小林土木事務所
- 事業地
  - 取用の部分 宮崎県小林市大字細野字小堀、字島田、字島田前及び字古園前地内
  - 使用の部分 なし

--	--